

返 戻 金 制 度

当社の紹介により就職した者が、入社後3ヶ月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用関係を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に変換する制度です。

- | | |
|------------------------------|-----|
| 1. 入社後1ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| 2. 入社後1ヶ月以上3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |

※ ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用されません。

また、個別の契約により上記とは別の定めを行う場合があります。

許可番号 23-ユ-302420

事業所の名称及び所在地

株式会社アイルソフト

愛知県名古屋市中千種区末盛通1丁目18番地1

覚王ハイツ202号